

令和6年11月20日

全国中小企業団体中央会
労働政策部長 様

中央職業能力開発協会
技能者育成支援室長

厚生労働省委託事業「ものづくりマイスター制度」に関する周知依頼について

標記事業の運営につきましては、日頃からご理解・ご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「ものづくりマイスター制度」においては、ものづくりの優れた技能・経験を有する方（1級技能士等）を「厚生労働省ものづくりマイスター」として認定・登録し、中小企業や工業高校等に派遣して若年技能者への実技指導等を行っています。

これらの実技指導の対象分野は建設・製造系を中心として100以上の職種にわたっており、中小企業が抱えている様々な課題（※）に対応しています。

（※）中小企業が抱えている課題（例）

- ・技能検定合格レベルの技能を身に付けたい。
- ・機械加工等の技能面で問題があるので指導してほしい。
- ・新しい分野に進出するために新たな手法を学びたい。
- ・自社内での技能伝承のため、指導してほしい（自社に指導できる適任者がいない）。
- ・これまで取り組んできたノウハウについて、一度体系的に学び直したい。

また、実技指導には、次のような特色があります。

- それぞれの企業の課題に応じた指導計画や教材、受講者の技能の習得度合等について企業の担当の方と事前に綿密な打ち合わせを行い、効果的なオーダーメイドの指導を行います。
- ものづくりマイスターが企業を直接訪問して普段の仕事現場で実践的な指導を行います。
- ものづくりマイスターの派遣費用や指導に必要な材料費は、事業の規定の範囲内で厚生労働省が負担します。

これまでにご活用いただいた中小企業の皆さまからは「ものづくりマイスターの指導を受けて良かった」、「自社での技能継承に困っていたので助かった」等の声を数多くいただいておりますが、その一方で、「制度を知らなかった」等、制度が知られていないという声も少なくありません。

開始から12年目を迎え「ものづくりマイスター制度」は、現在、より多くの中小企業の皆さまに認知いただくことが求められている状況にあります。

つきましては、今般、ご案内いたしますパンフレット「ものづくりのエキスパートから技能を学ぶ（厚生労働省ものづくりマイスターのご案内）」（PDF データ）をご活用いただき、貴会管下の会員団体への制度周知にご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

また、その際には、技能振興ポータルサイト「技のとびら」（以下 URL、QR コード参照）にも「ものづくりマイスター制度」をご案内しておりますので、併せてご周知いただけますようお願い申し上げます。

◎技能振興ポータルサイト「技のとびら」(厚生労働省ものづくりマイスターのご案内)
URL 及び QR コード

<https://waza.mhlw.go.jp/monodukuri/>



大変業務ご多忙の中恐れ入りますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(担当)

中央職業能力開発協会

技能者育成支援室事業管理課

渡辺、松本、藤野

電話：03-6758-2856、2816、2899